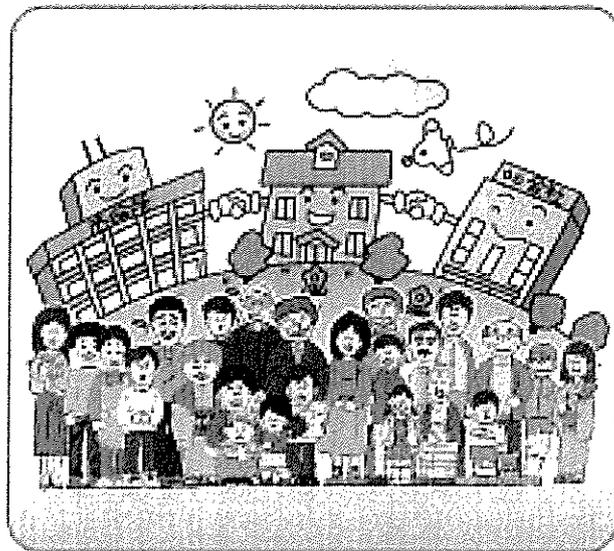


平成27年度

第3回安平町町民自治推進委員会

議 案



日 時 平成28年3月30日(水)午後6時30分～

場 所 安平町早来庁舎2階会議室

1 開 会

2 委員長挨拶 安平町町民自治推進委員会 委員長 竹内 亨

3 議 事

(1) 報 告 : 町民参画の実施状況等について
対象期間 : 平成27年10月1日～平成28年3月31日

(2) 研究協議 : 町民参画の実施状況をふりかえって
平成26年12月26日～平成28年3月31日
(条例施行日) (27年度末)

4 その他

(1) 次回の会議について . . . 6月議会の前後を予定

5 閉 会

■ 町民参画手続の実施状況

対象期間：平成26年12月26日～平成28年3月31日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	概要
1	安平町健康増進計画 「健康あひら21」(第2次) 【健康福祉課】	市町村健康増進計画、食育計画、歯科保健計画、母子保健計画を網羅した生活習慣病予防に視点をあつた活動を展開するための計画	平成27年1月21日 ～平成27年2月10日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町内	0件	HP、窓口閲覧・配布 27年3月議会	安平町地域福祉総合検討推進会議(保健部会)でも意見聴取している
2	安平町子ども・子育て支援事業計画 【教育委員会】	平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行にあたり、今後5年間にあける安平町の子ども・子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、環境、住宅などのあらゆる施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とするための計画	平成27年1月21日 ～平成27年2月13日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町内	1件	HP、窓口閲覧・配布	条例施行前から、子ども・子育て会議でも意見聴取している
3	安平町水道整備概要(案) 【水道課】	簡易水道事業から上水道事業への転換に係る整備計画概要	平成27年6月8日 ～平成27年6月30日	HP 広報紙	町内	0件	HP、広報28.4、窓口 閲覧・配布	
4	新町まちづくり計画の変更(案) 【企画財政課】	計画期間の延長(10年間→H32年度までの15年間に)及び延長に伴う財政計画表の更新・変更	平成27年8月21日 ～平成27年9月14日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町民(推進 条例第2 条)	0件	HP、広報28.4、窓口 閲覧・配布 27年9月議会行政報告	6条第1項第1号(計画 策定)に該当
5	安平町過疎地域自立促進市町村計画(案) 【企画財政課】	過疎地域自立促進特別措置法の5年延長に伴う安平町過疎計画の延長	平成27年12月7日 ～平成27年12月28日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町民(推進 条例第2 条)	0件	HP、広報28.4、窓口 閲覧・配布	6条第1項第1号(計画 策定)に該当
6	安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案) 【企画財政課】	まち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、人口減少対策に係る施策・事業を定めるもの	平成27年12月7日 ～平成27年12月28日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町民(推進 条例第2 条)	0件	HP、窓口閲覧・配布、 広報28.3、広報28.4	6条第1項第1号(計画 策定)に該当
7	安平町行政不服審査条例(案) 【総務課】	行政不服審査法の改正に伴う審査会の設置及び運営に関する事項等を定めるもの	平成28年1月18日 ～平成28年2月8日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町民(推進 条例第2 条)	0件	HP、広報28.4	6条第1項第2号(基本 方針を定める条例の制 定改廃)に該当
8	安平町森林整備計画(案) 【農林課】	森林法に基づき、平成28年度から平成37年度までの森林整備計画を策定するもの	平成28年2月8日 ～平成28年3月4日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町民(推進 条例第2 条)	2件 (6項目)	HP、広報28.4、 総覧(28.4.1～)	6条第1項第1号(計画 策定)に該当
9	安平町酪農・肉用牛生産近代化計画書(案) 【農林課】	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づき、町の酪農・肉用牛生産に向けて取り組みべき施策の方向性を示す平成28年から平成37年の計画を策定するもの。	平成28年2月8日 ～平成28年2月29日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町民(推進 条例第2 条)	0件	HP、広報28.4、 告示(今後予定)	6条第1項第1号(計画 策定)に該当

(2) アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	概要
1	・安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 ・第2次安平町総合計画の策定(まちづくり町民アンケート調査) 【企画財政課】	「安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略(H27～H31)」「第2次安平町総合計画(H29～H38)」の策定に向けた、政策満足度や将来重要度を把握するための全世帯アンケート調査	平成27年9月7日 ～平成27年9月30日	調査票を全戸に配布し、郵送回答	町内全戸	689件 回答率 17.9%	HP28.3 広報紙28.4	

(3) モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	実施方法	対象	意見件数	結果の公表状況	概要
1								

(4) 町民説明会

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	概要
1	・道の駅・鉄道資料館の建設計画(回遊・交流ステーション形成事業) ・追分地区児童福祉複合施設整備プラン(役場庁舎を含む公共施設再配置) ・地域情報コミュニケーション放送「あびらチャンネル」の整備 【企画財政課ほか】	重要施策に係る各種団体説明 重要施策に係る町民説明会(1) 重要施策に係る町民説明会(2)	平成27年4月3日～5月29日の計26回 平成27年5月10日～20日の計10回 平成27年6月12日、6月15日の計2回	文書による団体への希望調査 HP、広報紙、自治会等案内 HP、広報紙	町内団体のうち希望した団体 町内 町内	26団体 208人 75人	HP 広報紙 HP 広報紙 HP 広報紙	

(5) ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	概要
1	・町民参画の理解促進 ・道の駅建設(町民参画推進事業「あびら夢・未来100人町民フォーラム」) 【企画財政課】	町民参画推進条例の施行に伴う推進事業として、また道の駅を題材とした町民意見収集の機会として	平成26年11月16日	無作為抽出、HP、広報紙、団体等案内	町内	84名	HP 広報紙	ただし、条例施行前のプレ事業として実施
2	・第2次安平町総合計画の策定(安平町の地方創生に向けた「あびら夢・未来100人町民フォーラム」) 【企画財政課】	第2次総合計画の策定及び人口減少対策に向けた町民意見の収集	平成28年2月28日	無作為抽出、HP、広報紙、団体等案内	町内	約60名	未実施 (今後、HP等で結果報告予定)	

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町介護保険条例の一部改正 【健康福祉課】	第6期介護保険事業における給付等に対応した保険料の改定等を行うもの	安平町地域福祉総合検討推進会議(介護保険部会) H27.2.19(部会)	第6条第1項第5号(住民生活影響)に該当しているが、第2項第5号(金銭徴収)に該当しているため、町民参画が必須ではないが、左記の会議において意見を聴取している。	平成27年3月定例会へ上程し、議決された。
2	安平町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定 【健康福祉課】	国の定めを参酌し、事業者が実施する介護予防事業に係る基準を定めるもの	安平町地域福祉総合検討推進会議(介護保険部会) H27.2.19(部会)	第6条第1項第5号(住民生活影響)に該当しているため、左記の会議において意見を聴取している。	平成27年3月定例会へ上程し、議決された。
3	安平町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定 【健康福祉課】	これまで国の要綱により設置してきた地域包括支援センターについて、地域分権一括法により市町村条例により定めることとされたもの。	安平町地域福祉総合検討推進会議(介護保険部会) H27.2.19(部会)	第6条第1項第5号(住民生活影響)に該当しているため、左記の会議において意見を聴取している。	平成27年3月定例会へ上程し、議決された。
4	第1次安平町農業・農村振興計画 【農林課】	計画期間の延長(5年間→H28までの7年間に)	安平町農業構造対策協議会 平成27年9月1日	9月1日開催の協議会にて承認。町民参画に付す事項が計画の内容1に関するものではなく、「計画期間を2年間延長すること」であり、一般町民からの意見提出が想定し難いため、有識者で構成する協議会のみを参画手続きを選択した。	9月議会行政報告
5	安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例及び個人情報保護条例の一部改正 【総務課】	マイナンバー法の施行に伴う関連条例の制定・改正	安平町情報公開・個人情報保護審議会 平成27年9月14日	法に基づき条例の制定及び一部改正が必要であるものの、法令どおりに実施しない検討余地がある事案であるため、情報公開・個人情報保護審査会を9月14日付で開催(書面会議)した。結果、内容及び提案について全委員(5人)から承認された。	平成27年9月定例会へ上程し、議決された。
6	はやきた子ども園民営化協定内容等 【教育委員会】	①はやきた子ども園民営化に伴う内容 ②子ども園民営化に伴う利用者負担額条例の改正案 ③追分地区児童福祉複合施設の整備	安平町子ども・子育て会議 平成27年8月24日	①大枠で承認され、会議で出された意見等により修正の上、さらにリズム等園と調整し9月議会へ財産処分等の提案することとなった。 ②質疑・意見等は特になく、条例案を9月議会へ提出することとなった。 ③保護者への説明会を早期に実施して欲しい等の意見が出された。	①、②9月議会で関連議案を上程、議決された。
7	安平町郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定 【教育委員会】	老朽化のため早来郷土資料館を移設するもの。(位置の変更)	文化財保護委員会 平成27年11月24日 教育委員会 平成28年2月25日	第6条第1項第5号(住民生活影響)に該当しているため、左記の会議において意見を聴取している。	平成28年3月議会上程し、議決された。
8	安平町立はやきた子ども園条例を廃止する条例の制定 【教育委員会】	安平町立はやきた子ども園条例を廃止するもの。	子ども子育て会議 平成27年8月24日 教育委員会 平成28年2月25日	第6条第1項第5号(住民生活影響)に該当しているため、左記の会議において意見を聴取している。	平成28年3月議会上程し、議決された。

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	条例第6条第1項の該当	実施しなかった理由(条例第6条第2項による省略)・判断日等
1	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定 【教育委員会】	従来の「入所児童保育料徴収条例」に替わる子ども・子育て支援法に基づく新たな保育料等の徴収根拠(低所得軽減、多子軽減)	5号該当(住民生活影響) 判断日 平成27年2月20日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。
2	安平町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定 【教育委員会】	正当な理由なく、新たな給付制度への移行に係る調査等を拒むなどの不誠実な対応を行う幼稚園・保育所事業者、保護者などに対し、市町村が条例により過料を科するもの。	3号該当(権利義務) 判断日 平成27年2月20日	第2項第3号(法令基準)に該当のため実施せず。
3	安平町行政手続条例の一部改正 【総務課】	法改正の趣旨にのっとり、住民が法律の要件に該当しない市町村の行政指導について中止等を求めることのできる新たな制度を定めるもの。	3号該当(権利義務) 判断日 平成27年2月18日	第2項第3号(法令基準)に該当のため実施せず。
4	安平町手数料条例の一部改正 (27.3月議会議決分) 【総務課】	サービス向上に資するよう、住民・戸籍に係る証明書の交付事務について、従来1枚につき200円であった手数料を、1通につき200円に改正するもの。	3号該当(権利義務) 判断日 平成27年2月18日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。 *サービス向上(従来は、4人家族金員の住民票を交付する場合4枚=800円だったが、1通として200円で交付することになる。)
5	安平町立へき地保育所条例の一部改正 【教育委員会】	従来の「入所児童保育料徴収条例」に替わる子ども・子育て支援法に基づく新たな保育料等の徴収根拠(低所得軽減、多子軽減)	5号該当(住民生活影響) 判断日 平成27年2月20日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。
6	安平町普通河川管理条例の一部改正 【建設課】	道路法施行令の改正による占用料の改定に伴う普通河川敷地における占用物に係る占用料の改定を行うもの。	3号該当(権利義務) 判断日 平成27年2月16日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。
7	安平町立過分幼稚園条例の一部改正 【教育委員会】	従来の「入所児童保育料徴収条例」に替わる子ども・子育て支援法に基づく新たな保育料等の徴収根拠(低所得軽減、多子軽減)	5号該当(住民生活影響) 判断日 平成27年2月20日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。
8	安平町立はやきた子ども園条例の一部改正 【教育委員会】	従来の「入所児童保育料徴収条例」に替わる子ども・子育て支援法に基づく新たな保育料等の徴収根拠(低所得軽減、多子軽減)であるとともに、預かり保育制度の見直しによるサービス向上を図るもの。	5号該当(住民生活影響) 判断日 平成27年2月20日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。

9	H27～H29年度第4期安平町 しょうがい福祉計画の策定 【健康福祉課】	障害者総合支援法に基づき、しよがい者が自立した生活を営むことができよう、必要なサービス等を提供するための実施計画	1号該当(計画策定) 判断日平成27年5月19日	条例附則2に基づき対象外(条例施行前から策定作業を進めており実施が困難)。なお、策定に当たっては、任意の方法(身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会への意見聴取)により、町民意見を聴取した。以後の計画更新時は、条例に基づき、広範な情報公開・意見反映の手続を検討したい。
10	農業の有する多面的機能の発 揮の促進に関する計画(案) 【農林課】	日本型直接支払制度の法制化に伴い、道が定める基本方針に即して、多面的機能の発揮を促進するために町が定める計画	1号該当(計画策定) 判断日平成27年2月18日	第2項第3号(法令基準)に該当のため実施せず。 道が定める基本方針に即して策定すべきもの。
11	安平町地域材利用推進方針 (案) 【農林課】	北海道地域材利用推進方針に即し、地域材の公共建築物等への利用の促進に関する事項等を定めるもの	1号該当(計画策定) 判断日平成27年3月26日	第2項第3号(法令基準)に該当のため実施せず。北海道材の需要拡大は、道内市町村が一体となって取り組むことが必要であり、公共建築物等における木材の利用の推進に関する法律の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して定めるものであることから、町民参画手続は実施しないこととした。
12	安平町スポーツセンター条例の 一部改正 【教育委員会】	アリーナの通年利用が可能になることに伴う開館期間の延長、トレーニング室の期間使用料の新設を行うもの	3号該当(権利・義務) 判断日平成28年2月12日	トレーニング室の期間使用料の新設は、第1項第3号「権利・義務」に該当するものの、第2項第5号「金銭の徴収」に関するものに該当するため、町民参画の対象外と判断した。なお、町民参画の対象外ではあるが平成28年2月25日教育委員会議でも審議されている案件。(開館期間の延長部分は、第1項第5号「生活に重大な影響」には該当しないと判断して非該当。)
13	安平町子どものための教育・保 育給付に係る利用者負担額を 定める条例の一部改正 【教育委員会】	国が定める保育料単価の改定に伴う利用者負担額を定める条例を改正するもの。(額の改正)	5号該当(住民生活影響) 判断日平成28年2月9日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。
14	安平町税条例の一部改正 (27.9月議会議決分) 【税務課】	地方税法の改正に伴う条例委任事項の新設及び町たばこ税に係る特例税率の段階的縮減及び廃止について定めるため一部改正するもの。	5号該当(住民生活影響) 判断日平成27年7月30日	第6条第1項第5号(住民生活影響)に該当するが、第6条第2項第5号(料金徴収)に該当のため実施せず。
15	安平町手数料条例の一部改正 (27.9月議会議決分) 【総務課】	個人番号の通知カード及び個人番号カードの再発行手数料を定め、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するもの。	3号該当(権利・義務) 判断日平成27年8月28日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。

* 条例第6条第2項第3号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件

政策に対する満足度や将来重要度などを調査

「安平町まちづくり町民アンケート調査」の結果について

安平町では、まちづくり全般に関する評価や町民意向を把握し、今後の町政に活かすため、平成27年9月に「まちづくり町民アンケート調査」を実施しました。今号では、その結果概要についてお知らせします。なお、集計結果の全容は、町ホームページからご覧になれます。

【問合せ】 企画財政課企画グループ ☎2751



●調査の概要

- 調査目的
 - ①現総合計画(28年度まで)に対する評価と次期総合計画(29年度から)の政策反映のための町民意向の把握
 - ②人口減少対策の必要性の認知度向上と自然動態及び社会動態対策の政策反映のための町民意向の把握
- 調査方法
 - (調査対象) 全戸配布対象の3,840世帯
 - (配布方法) 9月の全戸配布に折込
 - (回収方法) 同時配布した封筒により郵送回収
 - (実施期間) 平成27年9月7日～9月30日
- 回収結果
 - (配布数) 3,840世帯
 - (回答数) 689世帯
 - (回収率) 17.9%
- 調査項目
 - ・安平町に在住する理由
 - ・町民の行動圏
 - ・愛着度と定住意向の把握
 - ・政策に対する満足度と将来重要度の把握
 - ・町の将来像
 - ・人口減少克服のための町民アイデア など14問65項目

●年齢

20歳代	15人	2%
30歳代	51人	8%
40歳代	63人	9%
50歳代	87人	13%
60歳～64歳	78人	11%
65歳以上	386人	56%
無回答	9人	1%
合計	689人	100%

●性別

男性	400人	58%
女性	218人	32%
無回答	71人	10%
合計	689人	100%

●居住地

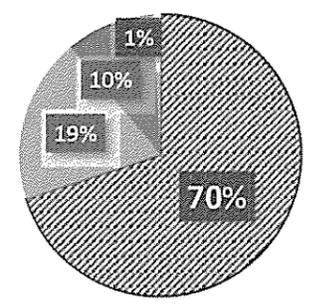
追分地区	318人	46%
安平地区	55人	8%
早来地区	246人	36%
遠浅地区	62人	9%
無回答	8人	1%
合計	689人	100%

●職業

農業	49人	7%
製造業・建設業	43人	6%
卸小売業・飲食業	11人	1%
サービス業等(公務員含)	129人	19%
パートタイム・アルバイト	74人	11%
専業主婦(夫)	54人	8%
無職	296人	43%
学生・その他	19人	3%
無回答	14人	2%
合計	689人	100%

●安平町に愛着を感じるか

感じている	241人	35%
どちらかといえば感じている	241人	35%
どちらともいえない	130人	19%
どちらかといえば感じていない	35人	5%
感じていない	33人	5%
無回答	9人	1%
合計	689人	100%



約70%の方が安平町に愛着を感じており、特に年齢が上がるほどその割合も高い結果となっています。反面、約10%の方が愛着を感じていないことわかりました。

●安平町に住み続けたいか、その理由は

定住意向		
住み続けたい	313人	45%
どちらかといえば住み続けたい	193人	28%
どちらともいえない	83人	12%
どちらかといえば住みたくない	65人	10%
住みたくない	22人	3%
無回答	13人	2%
合計	689人	100%
住み続けたい理由(複数回答)		
住み慣れた土地だから	247人	36%
家や土地があるから	340人	49%
親や親類がいるから	42人	6%
友人など人間関係があるから	101人	15%
自然が豊かだから	71人	10%
教育環境が良いから	3人	0%
通勤や通学が便利だから	15人	2%
日常の買い物が便利だから	8人	1%
生活環境が良いから	42人	6%
職場があるから	32人	5%
町の将来に希望がもてるから	3人	0%
特に理由はない	22人	3%
その他	4人	1%
合計	930人	
住みたくない理由(複数回答)		
日常の買い物が不便	51人	7%
道路事情や交通の便が悪い	22人	3%
行事や近所づきあいが面倒	13人	2%
子どもの保育・教育が不安	4人	1%
町内に適当な職場がない	7人	1%
医療サービスや施設が不足	26人	4%
福祉サービスや施設が不足	6人	1%
消防・防災・防犯体制に不安	1人	0%
文化・スポーツ施設が不足	4人	1%
生活施設の整備が不足	7人	1%
住民交流がない	3人	0%
情報通信基盤が不足	2人	0%
その他	14人	2%
合計	160人	

●安平町に住んだ理由(複数回答)

生まれてから住んでいる	112人	16%
実家がある(あった)	127人	18%
就職・転勤・進学など	218人	32%
結婚相手が住んでいた	118人	17%
家族・親戚などが住んでいた	55人	8%
買い物などが便利	5人	1%
通勤・通学が便利	30人	4%
通院に便利	12人	2%
居住環境が良い	63人	9%
教育・子育て環境が良い	18人	3%
希望する物件があった	61人	9%
その他	36人	5%
合計	855人	

●日用品の買い物で、最も多い「行き先」と「移動手段」

行き先		
安平町内	218人	32%
苫小牧市	174人	25%
千歳市	277人	40%
恵庭市	2人	0%
札幌市都心部	1人	0%
札幌市(都心部以外)	4人	1%
その他市町村	4人	1%
無回答	9人	1%
合計	689人	100%
移動手段		
徒歩	57人	8%
自転車	40人	6%
自家用車	542人	79%
バス	10人	1%
JR	12人	2%
タクシー	5人	1%
その他	4人	0%
無回答	19人	3%
合計	689人	100%

●通院で、最も多い「行き先」と「移動手段」

行き先		
安平町内	244人	35%
苫小牧市	255人	37%
千歳市	132人	19%
恵庭市	8人	1%
札幌市(都心部)	21人	3%
札幌市(都心部以外)	20人	3%
その他市町村	3人	1%
無回答	6人	1%
合計	689人	100%
移動手段		
徒歩	51人	7%
自転車	19人	3%
自家用車	535人	78%
バス	21人	3%
JR	39人	6%
タクシー	9人	1%
その他	7人	1%
無回答	8人	1%
合計	689人	100%

●どのような特色のある町にするべきか(2つまで)

快適で安全・安心な居住環境の整備を優先する快適住環境のまち	305人	44%
子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち	188人	27%
人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち	315人	46%
地域資源を活用した多くの人が集まる観光・交流のまち	103人	15%
基幹産業である農業と商業・工業の連携による産業が躍動するまち	153人	22%
生涯学習や文化芸術・スポーツ活動が活発な生涯学習・文化・スポーツのまち	67人	10%
町民と行政が協力しながらまちづくりを行う住民参画・協働のまち	80人	12%
その他	9人	1%
合計	1220人	

結選はに 果択、すど 高満交、と重理消水度し前 いに通→な要対防道にたペ ながのきよ 結感→商つ度策・・関政→ 果じの業てと→救下す策ジ とて分→いもの急水る満の ない野→まに分体道調足プ りるに雇す特野制施査度ロ ま方お用。にで→設でとツ しい→そ高満→整は將ト た割て→のい足ご備、来図 合、公反結度み→重で



●社会減少(転入-転出)を食い止める政策(3つまで)

移住定住の情報発信、観光・交流拡大、知名度向上	230人	33%
起業、新産業誘致への支援	248人	36%
ふるさとへの誇り・愛着の醸成などによる出身者Uターン	116人	17%
新規就農・商工業就業者への総合的支援	171人	25%
若者、高齢者などが活躍できる雇用の創出	371人	54%
生活環境の整備や公共交通機関の充実	213人	31%
中心市街地に賑わいを取り戻すための取組み	162人	24%
高齢者転出を抑制するための福祉政策の充実	157人	23%
その他(自由記載)	34人	5%
回答数	1702人	

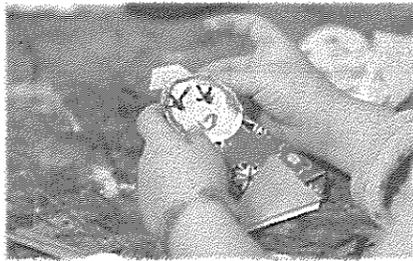
●自然減少(出生-死亡)を食い止める政策(3つまで)

結婚に対する支援策の充実	183人	27%
妊娠、出産・子育てに関する相談、情報提供	149人	22%
子どもが遊べる場所の整備、充実	94人	14%
保育料軽減や奨学金制度の充実など経済負担軽減	328人	48%
子ども園など、子育て支援施設・サービスの充実	187人	27%
子どもの教育環境や施設整備などの充実	135人	20%
子育てと仕事の両立しやすい環境の整備	417人	61%
多子世帯に対する支援の充実	106人	15%
その他(自由記載)	38人	6%
回答数	1637人	

ご公じてをた 覧表でい合結な くしはまわ果お だて、すせ概、 さい年がた要こ いま代、集はこ 。す別町計、で のの木値全お で集しをて知 。計ム掲のら ぜ値べ載年せ ひもしし代し

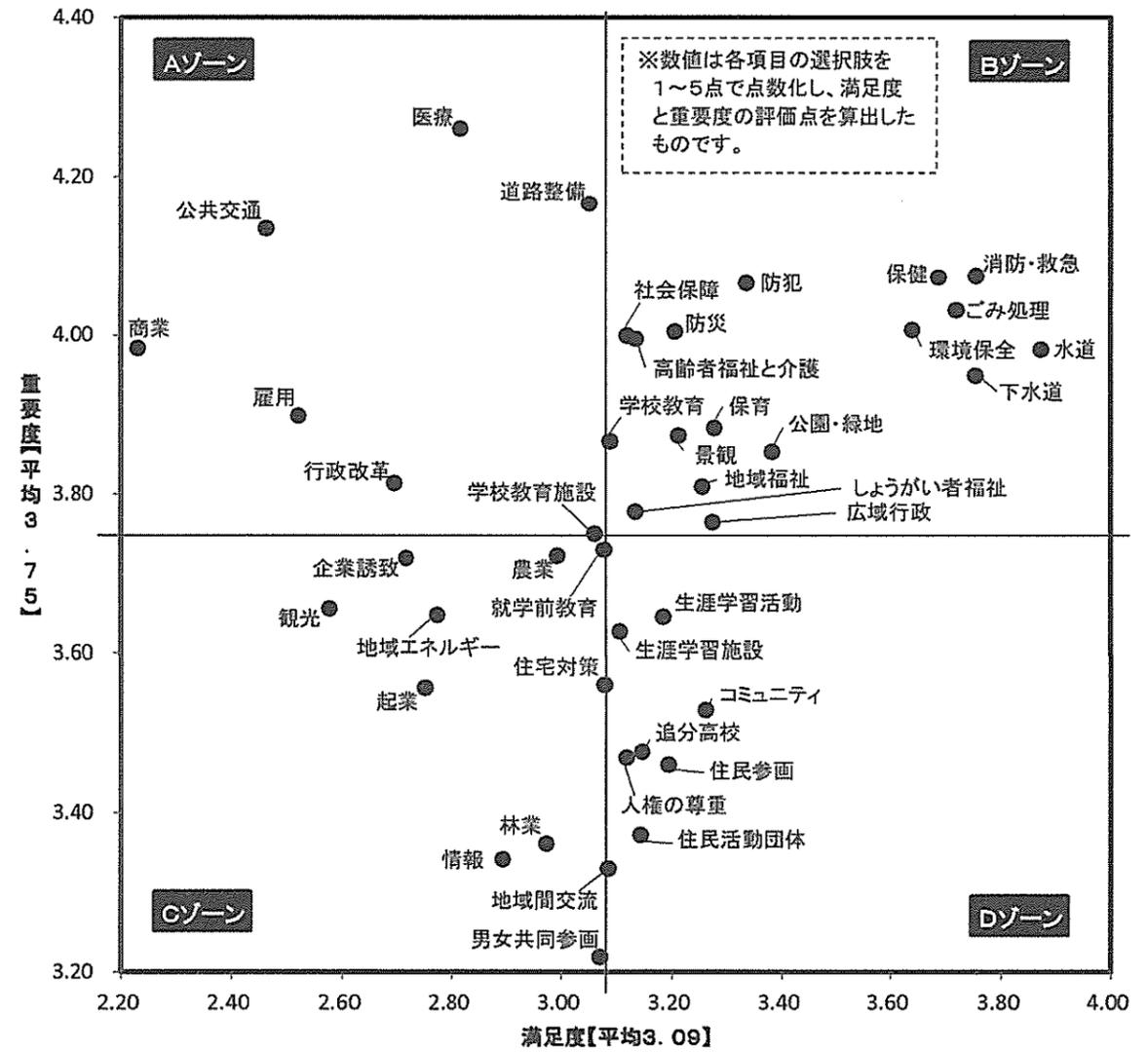
よて性の野がさ続定を うもを10をらんのに踏今 努町定年洗、かよ向ま回 め民めの一満らりけえ実 て満、ま出足意、た、施 しま足どちす度見今各次し い度のづとがを後種期た りが分くと低おも町総調 ま向野りもい聴町民合査 す上のにに施き民参計の 。すお方、策しの画面結 るい向次分な皆手策果

厚だ くきア むすびに おまん 礼しケ 申たし 町ト 上民に げのご ま皆回 すさ答 。んい いた



満足度を横軸、重要度を縦軸に、42項目を相対的に評価するため、平均値(満足度平均値3.09、重要度平均値3.75)を境として、4つの領域に分類しました。

政策満足度と将来重要度 (全年齢合計プロット図)



《表の見方と領域の特性》

<p>施策の重要性が広く町民に認識され、特に町民ニーズが高い項目と考えられる領域</p>	<p>Aゾーン 満足度: 平均値より低い 重要度: 平均値より高い</p>	<p>Bゾーン 満足度: 平均値より高い 重要度: 平均値より高い</p>	<p>施策の重要性が十分認識されているとともに、現在の取組みにも満足している町民が多い領域</p>
<p>他の施策と比較してその重要性の認識が低い項目で、重要性認知を高めるなど改善検討が必要と考えられる領域</p>	<p>Cゾーン 満足度: 平均値より低い 重要度: 平均値より低い</p>	<p>Dゾーン 満足度: 平均値より高い 重要度: 平均値より低い</p>	<p>他と比較してその重要性の認識は低いものの、現在の取組みには満足している町民が多く、施策の重要性認知を高める必要がある領域</p>

重要度平均値3.75

満足度平均値3.09